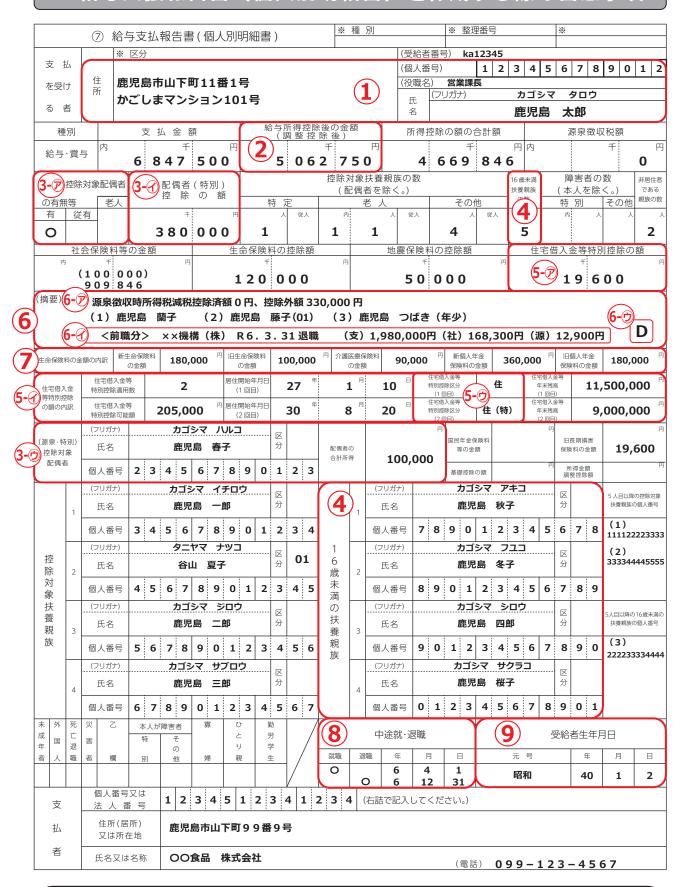
2 給与支払報告書(個人別明細書)を作成する際の留意事項



年末調整の方法、給与支払報告書(個人別明細書)の記載方法は、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」を確認してください。



年末調整がよくわかる

①【住所】·【氏名】·【個人番号】欄

令和7年1月1日の住所又は居所(実際に居住している住所)、氏名(※フリガナも必ず)、マイナンバーを記入してください。 住民登録地と実際に居住している住所が異なる場合には、⑥「摘要」欄に令和7年1月1日時点の住民登録地を記入したうえで、実際に居住している市区町村に提出してください。

②【給与所得控除後の金額(調整控除後)】欄

「給与所得控除後の給与等の金額」を記入してください。

所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記入してください。

③ 配偶者控除、配偶者特別控除に関する事項

- ⑦控除対象配偶者(年末調整の適用を受けていない受給者の場合は、源泉控除対象配偶者)がいる場合に○を付してください。
- ②配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記入してください。
- ②控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名、フリガナ、マイナンバーを記入してください。 「配偶者の合計所得」欄は、控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を記入してください。

④ 16歳未満の扶養親族に関する事項

[16 歳未満扶養親族の数]欄に人数を記入し、[16 歳未満の扶養親族]欄に、氏名、フリガナ、マイナンバーを記入してください。 ※扶養控除の適用はありませんが、市民税・県民税・森林環境税の非課税判定等に影響がある場合がありますので、必ず記入してください。

⑤ 住宅借入金等特別控除に関する事項

- ⑦「住宅借入金等特別控除の額」欄に年末調整の際に「給与所得者の (特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」に基づいて計算した住宅借入金等特別控除の額を記入してください。(算出所得税額を超える場合には、算出所得税額を限度に記入してください。)
- ④「住宅借入金等特別控除の額の内訳」の各項目も記入してください。
- ⑤「住宅借入金等特別控除区分」欄に区分を記入し、「特定取得」(特別特定取得以外)に該当する場合には「(特)」と、「特別特定取得」に該当する場合(「特例取得」及び「特別特例取得」を含みます。)には「(特特)」と、「特例特別特例取得」に該当する場合には「(特特特)」と必ず併記してください。

6【摘要】欄

- ⑦定額減税に関する事項について記入してください。
- ●実際に控除した年調減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済額 ××× 円」と記入してください。
- ●年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった額を「控除外額×××円」、控除しきれなかった金額がない場合は、「控除外額0円」と記入してください。
- ●合計所得金額が 1,000 万円超である居住者の同一生計配偶者 (非控除対象配偶者)分を年調減税額の計算に含めた場合には、上記に加えて「非控除対象配偶者減税有」と記入してください。
- ②前職(他社)分の給与支払額を含めて年末調整をした場合は、必ずその支払者名、退職年月日、支払金額、社会保険料等の金額、 源泉徴収税額を記入してください。記入がないと、正しく市民税・県民税・森林環境税の計算ができません。
- **◎普通徴収申請者**の場合は、「普通徴収申請書」の申請理由A~Gを記入してください。※左の記入例は「D」(退職)の場合です。
- 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く。)を有する方でその同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記入してください。(例: 「氏名(同配)」)
- **所得金額調整控除**の適用がある場合には、該当する要件に応じて扶養親族の氏名等を記入してください。(本人が特別障害者の場合は、「本人が障害者」の「特別」欄に「○」を付してください。)

ただし、「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄又は「16歳未満の扶養親族」欄に氏名が記入されている場合は 省略できます。

⑦【生命保険料の金額の内訳】欄

該当する保険料の支払額をそれぞれの欄に必ず記入してください。記入がないと控除額が正しく計算されません。

8【中途就・退職】欄

令和6年中に中途就職又は退職した場合は、「就職」又は「退職」の該当欄に○を付し、その年月日を記入してください。

⑨【受給者生年月日】欄 受給者の生年月日を必ず記入してください。